

北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)
10月31日(月曜日)

第6287号

目次

教育委員会規則

- 北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則……………4
- 北海道立高等学校通学区規則の一部を改正する教育委員会規則……………19
- 学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………19
- 北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………19
- 北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則……………20

告示

- 令和5年度(2023年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査の実施について…25

公布された教育委員会規則のあらまし

◆北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第17号)

1 趣旨

北海道立学校条例の改正などに伴い、令和5年度の北海道立高等学校の課程、学科及び生徒定員について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 別表第1関係

ア 廃止する北海道南幌高等学校及び北海道伊達緑丘高等学校の項を削ることとした。

イ 再編整備により新設する北海道名寄高等学校の課程、学科及び生徒定員を定めることとした。

名称	課程	学科	生徒定員				
			1年	2年	3年	4年	計
北海道名寄高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科 普通科	—	120	120	/	240
	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科 普通科	160			/	160
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科) 情報技術科	40			/	40

ウ 北海道美幌高等学校に次の学科を新たに設置し、その生徒定員を定めることとした。

名称	課程	学科	生徒定員				
			1年	2年	3年	4年	計
北海道美幌高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科) 未来農業科	40	—	—	/	40

エ 北海道滝川高等学校ほか4校の次の課程を廃止することとした。

名称	課程	学科
北海道滝川高等学校	全日制的課程	普通科
		理数科
北海道登別青嶺高等学校	全日制的課程	普通科
北海道伊達開来高等学校	全日制的課程	普通科
北海道旭川西高等学校	全日制的課程	普通科
		理数科
北海道北見緑陵高等学校	全日制的課程	普通科

オ 北海道中標津高等学校の次の学科を廃止することとした。

名称	課程	学科
北海道中標津高等学校	全日制	商業科

	の課程	事務情報科	
カ 北海道名寄高等学校ほか2校の次の学科の生徒募集を停止することとした。			
名称	課程	学科	募集停止の生徒定員
北海道名寄高等学校	全日制の課程	普通科	120
北海道名寄産業高等学校	全日制の課程	機械・建築システム科	40
		生活文化科	40
		酪農科学科	40
北海道美幌高等学校	全日制の課程	生産環境科学科	40
		地域資源応用科	40

キ 北海道栗山高等学校ほか4校について、次の学科の第1学年の生徒定員を増員することとした。

名称	課程	学科	現行	改正後	増員数
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通科	40	80	40
北海道羽幌高等学校	全日制の課程	普通科	40	80	40
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通科	40	80	40
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通科	40	80	40
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通科	40	80	40

ク 北海道滝川高等学校ほか7校について、単位制による全日制課程の次の学科の生徒定員を増員することとした。

名称	課程	学科	現行	改正後	増員数
北海道滝川高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	320	480	160
		理数科	80	120	40
北海道札幌手稲高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	880	920	40
北海道千歳北陽高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	160	320	160
北海道登別青嶺高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	240	360	120
北海道伊達開来高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	400	640	240
北海道静内高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	560	600	40
北海道旭川西高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	320	480	160
		理数科	80	120	40
北海道北見緑陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	240	360	120

ケ 北海道小樽潮陵高等学校及び北海道室蘭栄高等学校の次の学科の第1学年の生徒定員を減員することとした。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道小樽潮陵高等学校	全日制の課程	普通科	240	200	40
北海道室蘭栄高等学校	全日制	普通科	160	120	40

の課程
 コ 北海道札幌東陵高等学校ほか7校について、単位制による全日制課程の次の学科の生徒定員を減員することとした。

名称	課程	学科	現行	改正後	減員数
北海道札幌東陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	880	840	40
北海道札幌英藍高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	880	840	40
北海道札幌白陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	440	400	40
北海道北広島高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	880	840	40
北海道江差高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	280	240	40
北海道旭川北高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	720	680	40
北海道旭川南高等学校	単位制による全日制の課程	総合学科	720	680	40
北海道旭川永嶺高等学校	単位制による全日制の課程	普通科	720	680	40

サ 北海道深川西高等学校ほか22校について、学年進行に伴い、第2学年から第4学年までの生徒定員を改めることとした。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道立高等学校通学区域規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第18号)

1 趣旨

北海道南幌高等学校及び北海道伊達緑丘高等学校の廃止に伴い、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校について、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 空知南学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校から北海道南幌高等学校を除くこととした(別表関係)。

(2) 胆振西学区において、全日制の課程の普通科へ就学しようとする者が就学すべき高等学校から北海道伊達緑丘高等学校を除くこととした(別表関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第19号)

1 趣旨

北海道立学校条例の改正に伴い、肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を行う北海道立特別支援学校の通学区域について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

廃止する北海道白糠養護学校の項を削ることとした(別表第4関係)。

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規

則(教育委員会規則第20号)

1 趣旨
北海道立学校条例の改正に伴い、北海道立特別支援学校が行う教育について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容
廃止する北海道白糠養護学校の項を削ることとした(本則関係)。

3 施行期日
この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

◆北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第21号)

1 趣旨
令和5年度における北海道立特別支援学校の幼稚部の幼児定員並びに高等部の学科及び生徒定員について所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道札幌視覚支援学校ほか11校の幼稚部について、幼児定員を改めることとした(別表第1関係)。

(2) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部のうち、北海道美深高等養護学校、北海道小平高等養護学校及び北海道中標津支援学校について、次の学科を廃止することとした(別表第2関係)。

名称	廃止する学科
北海道美深高等養護学校	窯業科
北海道小平高等養護学校	園芸科
北海道中標津支援学校	クリーニング科

(3) 北海道札幌視覚支援学校ほか32校の高等部について、生徒定員を改めることとした(別表第2関係)。

(4) 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校について、廃止する北海道白糠養護学校の項を削ることとした(別表第2関係)。

3 施行期日
この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

教育委員会規則

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年10月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第17号

北海道立高等学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

目次中「転学及び退学」を「退学及び転学」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

名称	第1欄			第2欄				
	課程	学科	学科	生徒定員				
				1年	2年	3年	4年	計
北海道夕張高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道岩見沢東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200	/	600
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道岩見沢西高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	360			/	360
							/	

北海道岩見沢農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	農業科学科	40	40	40	/	120
			畜産科学科	40	40	40		120
			食品科学科	40	40	40		120
			農業土木工学科	40	40	40		120
			環境造園科	40	40	40		120
			森林科学科	40	40	40		120
			生活科学科	40	40	40		120
北海道美唄尚栄高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	240			/	240
北海道美唄聖華高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(看護に関する学科)	衛生看護科	80	80	80	/	240
北海道芦別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
北海道滝川高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	480			/	480
		専門教育を主とする学科(理数に関する学科)	理数科	120			/	120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道滝川工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40	/	120
			電気科	40	40	40		120
北海道砂川高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240			/	240
北海道深川西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	80	/	320
北海道深川東高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	総合ビジネス科	40	40	40	/	120
		専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	生産科学科	40	40	40	/	120
北海道奈井江商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	情報処理科	40	40	40	/	120
北海道長沼高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
北海道栗山高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	40	/	160
北海道月形高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道新十津川農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	農業・生活科	40	40	40	/	120

校		する学科)						
北海道札幌東 高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	320	320	320		960
	定時制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌西 高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	320	320	320		960
	定時制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌南 高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	320	320	320		960
	定時制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌北 高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	320	320	320		960
	定時制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌月 寒高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	320	320	280		920
	定時制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道札幌啓 成高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	280	280	280		840
		専門教育を主とす る学科(理数に関 する学科)	理数科	40	40	40		120
北海道札幌北 陵高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	320	320	280		920
北海道札幌手 稲高等学校	単位制に よる全日 制的課程	普通教育を主とす る学科	普通科	920				920
北海道札幌丘 珠高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	280	280	280		840
北海道札幌西 陵高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	280	280	280		840
北海道札幌白 石高等学校	単位制に よる全日 制的課程	普通教育を主とす る学科	普通科	840				840
北海道札幌東 陵高等学校	単位制に よる全日 制的課程	普通教育を主とす る学科	普通科	840				840
北海道札幌南 陵高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	80	80	120		280
北海道札幌東 豊高等学校	全日制的 課程	普通教育を主とす る学科	普通科	120	120	120		360
北海道札幌厚 別高等学校	単位制に よる全日 制的課程	普通教育及び専門 教育を選択履修を 旨として総合的に	総合学科	840				840

		施す学科						
北海道札幌真栄高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
北海道札幌あすかぜ高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	160		400
北海道札幌稲雲高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	280	280	280		840
北海道札幌英藍高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	840				840
北海道札幌平岡高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	240		720
北海道札幌白陵高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	400				400
北海道札幌国際情報高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	理数工学科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	グローバルビジネス科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科(外国語に関する学科)	国際文化科	80	80	80		240
北海道札幌東商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	情報処理科	80	80	80		240
			流通経済科	80	80	80		240
			会計ビジネス科	80	80	80		240
			国際経済科	80	80	80		240
北海道札幌工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	機械科	80	80	80		240
			電気科	80	80	80		240
			建築科	80	80	80		240
			土木科	80	80	80		240
	定時制的課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	機械科	40	40	40	40	160
			電気科	40	40	40	40	160
		建築科	40	40	40	40	160	
北海道札幌琴似工業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	80	80	80		240
			電気科	80	80	80		240
			情報技術科	80	80	80		240
			環境化学科	80	80	80		240
	定時制的課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40	40	160
			電気科	40	40	40	40	160
		普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
		専門教育を主とする学科						

北海道江別高等学校	全日制の課程	る学科(商業に関する学科)	事務情報科	40	40	40	/	120
		専門教育を主とする学科(家庭に関する学科)	生活デザイン科	40	40	40		120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道野幌高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120	/	360
北海道大麻高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	840			/	840
北海道千歳高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200	/	600
		る学科(商業に関する学科)	国際流通科	80	80	80	/	240
		専門教育を主とする学科(外国語に関する学科)	国際教養科	40	40	40	/	120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道千歳北陽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	—	160	/	160
	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	320			/	320
北海道恵庭南高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200	/	600
		専門教育を主とする学科(体育に関する学科)	体育科	80	80	80	/	240
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道恵庭北高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	200	/	680
北海道北広島高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	840			/	840
北海道北広島西高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	240	/	640
北海道石狩翔陽高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	960			/	960
北海道石狩南	全日制の	普通教育を主とす	普通科	280	280	280	/	840

高等学校	課程	る学科								
北海道当別高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	80		160		
		専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	園芸デザイン科	40	40	40		120		
		専門教育を主とする学科(家庭に関する学科)	家政科	40	40	40		120		
北海道小樽潮陵高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	240	240		680		
	定時制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160		
北海道小樽桜陽高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	600				600		
北海道小樽未来創造高等学校	単位制による全日制的課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	流通マネジメント科 情報マネジメント科	120 120				120 120		
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	機械電気システム科 建設システム科	120 120				120 120		
	定時制的課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電気・建築科	40	40	40	40	160		
	北海道小樽水産高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(水産に関する学科)	海洋漁業科 水産食品科 栽培漁業科 情報通信科	40 40 40 40	40 40 40 40	40 40 40 40		120 120 120 120	
北海道寿都高等学校			全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道蘭越高等学校			全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道倶知安高等学校			単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	480				480
北海道倶知安農業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	生産科学科	40	40	40		120		
北海道岩内高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	240				240		
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	地域産業ビジネス科	120				120		
北海道余市紅志高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に	総合学科	160				160		

		施す学科						
北海道室蘭栄 高等学校	全日制の 課程	普通教育を主とする 学科	普通科	120	160	160	/	440
		専門教育を主とする 学科(理数に関する 学科)	理数科	80	80	80		240
	定時制の 課程	普通教育を主とする 学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道室蘭清 水丘高等学校	単位制に よる全日 制の課程	普通教育を主とする 学科	普通科	480			/	480
北海道室蘭東 翔高等学校	単位制に よる全日 制の課程	普通教育及び専門 教育を選択履修を 旨として総合的に 施す学科	総合学科	480			/	480
北海道室蘭工 業高等学校	全日制の 課程	専門教育を主とする 学科(工業に関 する学科)	電子機械科	40	40	40	/	120
			電気科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			環境土木科	40	40	40		120
北海道苫小牧 東高等学校	全日制の 課程	普通教育を主とする 学科	普通科	240	240	240	/	720
	定時制の 課程	普通教育を主とする 学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道苫小牧 西高等学校	全日制の 課程	普通教育を主とする 学科	普通科	160	160	160	/	480
北海道苫小牧 南高等学校	単位制に よる全日 制の課程	普通教育を主とする 学科	普通科	480			/	480
北海道苫小牧 総合経済高等 学校	全日制の 課程	専門教育を主とする 学科(商業に関 する学科)	流通経済科	40	40	40	/	120
			国際経済科	40	40	40		120
			情報処理科	40	40	40		120
北海道苫小牧 工業高等学校	全日制の 課程	専門教育を主とする 学科(工業に関 する学科)	電子機械科	40	40	40	/	120
			電気科	40	40	40		120
			情報技術科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			土木科	40	40	40		120
			環境化学科	40	40	40		120
	定時制の 課程	専門教育を主とする 学科(工業に関 する学科)	機械科	—	—	—	40	40
		建築科	—	—	—	40	40	
		工業技術科	40	40	40	—	120	
北海道登別青 嶺高等学校	単位制に よる全日 制の課程	普通教育を主とする 学科	普通科	360			/	360
北海道伊達開 来高等学校	単位制に よる全日 制の課程	普通教育を主とする 学科	普通科	640			/	640
北海道白老東 高等学校	全日制の 課程	普通教育を主とする 学科	普通科	80	80	80	/	240

北海道厚真高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道虻田高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	事務情報科	40	40	40		120
北海道追分高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道鶴川高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道穂別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道富川高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道平取高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道浦河高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	360				360
北海道静内高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	600				600
北海道静内農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	食品科学科	40	40	40		120
			生産科学科	40	40	40		120
北海道函館中部高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	200		520
			専門教育を主とする学科(理数に関する学科)	理数科	40	40	—	
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道函館西高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	720				720
北海道南茅部高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道函館商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	流通ビジネス科	40	40	40		120
			国際経済科	40	40	40		120
			会計ビジネス科	40	40	40		120
			情報処理科	40	40	40		120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	事務情報科	40	40	40	40	160
北海道函館工	全日制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40		120
			電気情報工学科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			環境土木科	40	40	40		120

業高等学校			工業化学科	40	40	40	/	120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40	40	160
北海道函館水産高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(水産に関する学科)	海洋技術科	40	40	40	/	120
			水産食品科	40	40	40		120
			品質管理流通科	40	40	40		120
			機関工学科	40	40	40		120
北海道上磯高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道大野農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	食品科学科	40	40	40	/	120
			農業科学科	40	40	40		120
			園芸福祉科	40	40	40		120
北海道松前高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道福島商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	40	40	40	/	120
北海道七飯高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120	/	360
北海道森高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	120			/	120
北海道八雲高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	総合ビジネス科	40	40	40	/	120
北海道長万部高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道江差高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240			/	240
北海道上ノ国高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道檜山北高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	240			/	240
北海道旭川東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	240	/	720
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道旭川西高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	480			/	480
		専門教育を主とする学科(理数に関する学科)	理数科	120			/	120

		する学科)						
北海道旭川北高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	680				680
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道旭川南高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	680				680
北海道旭川永嶺高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	680				680
北海道旭川商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	流通ビジネス科 国際ビジネス科 会計科 情報処理科	80 40 40 40	80 40 40 40	80 40 40 40		240 120 120 120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	40	40	40	40	160
北海道旭川工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科 電気科 情報技術科 建築科 土木科 工業化学科	40 40 40 40 40 40	40 40 40 40 40 40	40 40 40 40 40 40		120 120 120 120 120 120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電気科 建築・土木科	40 40	40 40	40 40	40 40	160 160
北海道旭川農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	農業科学科 食品科学科 森林科学科 生活科学科	40 40 40 40	40 40 40 40	40 40 40 40		120 120 120 120
北海道士別翔雲高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	総合ビジネス科	40	40	40		120
北海道名寄高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	—	120	120		240
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160				160
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	情報技術科	40				40
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	機械・建築システム科	—	40	40		80

北海道名寄産業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(家庭に関する学科)	生活文化科	—	40	40		80
		専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	酪農科学科	—	40	40		80
北海道富良野高等学校	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	480				480
北海道富良野緑峰高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	園芸科学科	40	40	40		
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電気システム科	40	40	40	120	
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	総合ビジネス科	40	40	40	120	
北海道鷹栖高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道上川高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道東川高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道美瑛高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道上富良野高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道下川商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	40	40	40		120
北海道美深高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道留萌高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電気・建築科	40	40	40		
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	情報ビジネス科	40	40	40	120	
	単位制による全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	440				440
北海道苫前商業高等学校	全日制的課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	40	40	40		
北海道羽幌高等学校	全日制的課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	80		
北海道遠別農	全日制的	専門教育を主とす						

業高等学校	課程	る学科(農業に関する学科)	生産科学科	40	40	40	/	120
北海道天塩高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道稚内高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(看護に関する学科)	衛生看護科	40	40	40	/	120
	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	360			/	360
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	120			/	120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道浜頓別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道枝幸高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
北海道豊富高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道礼文高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道利尻高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	40	40	40	/	120
北海道北見北斗高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	240	/	640
		専門教育を主とする学科(理数に関する学科)	理数科	40	40	—	/	80
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道北見柏陽高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	600			/	600
北海道北見緑陵高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	360			/	360
北海道常呂高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道留辺蘂高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	120			/	120
北海道北見商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科	40	40	40	/	120
			流通経済科	40	40	40	/	120

		する学科)	情報処理科	40	40	40	/	120
北海道北見工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40	/	120
			電気科	40	40	40	/	120
			建設科	40	40	40	/	120
北海道網走南ヶ丘高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	480			/	480
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道網走桂陽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80	/	240
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科 事務情報科	40 40	40 40	40 40	/	120 120
北海道紋別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120	/	360
		専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40	/	120
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	総合ビジネス科	40	40	40	/	120
北海道美幌高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	40	/	160
		専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	生産環境科学科 地域資源応用科 未来農業科	— — 40	40 40 —	40 40 —	/	80 80 40
北海道津別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道斜里高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	120			/	120
北海道清里高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道訓子府高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道置戸高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(福祉に関する学科)	福祉科	40	40	40	/	120
北海道佐呂間高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道遠軽高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	600			/	600
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道湧別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	40	/	160

等学校	課程	る学科						
北海道興部高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道雄武高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道帯広柏葉高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	240	240	240		720
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道帯広三条高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	720				720
北海道帯広緑陽高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道帯広工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			環境土木科	40	40	40		120
北海道帯広農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	農業科学科	40	40	40		120
			酪農科学科	40	40	40		120
			食品科学科	40	40	40		120
			農業土木工学科	40	40	40		120
			森林科学科	40	40	40		120
北海道音更高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	320				320
北海道上士幌高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道鹿追高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道清水高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	320				320
北海道芽室高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	160		480
北海道更別農業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	農業科	40	40	40		120
			生活科学科	40	40	40		120
北海道大樹高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道広尾高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	40	40		160
北海道幕別清陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
北海道池田高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に	総合学科	200				200

		施す学科						
北海道本別高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道足寄高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	80	80	80		240
北海道釧路湖陵高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	200	200	200		600
		専門教育を主とする学科(理数に関する学科)	理数科	40	40	40		120
	定時制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	40	160
北海道釧路江南高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	600				600
北海道釧路明輝高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	600				600
北海道阿寒高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道釧路商業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	流通経済科	40	40	40		120
			国際ビジネス科	40	40	40		120
			会計科	40	40	40		120
			情報処理科	40	40	40		120
北海道釧路工業高等学校	全日制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	電子機械科	40	40	40		120
			電気科	40	40	40		120
			建築科	40	40	40		120
			土木科	40	40	40		120
			工業化学科	40	40	40		120
	定時制の課程	専門教育を主とする学科(工業に関する学科)	機械科	40	40	40	40	160
北海道釧路東高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120		360
北海道厚岸翔洋高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
		専門教育を主とする学科(水産に関する学科)	海洋資源科	40	40	40		120
北海道標茶高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科	総合学科	240				240
北海道弟子屈高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120
北海道白糠高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40		120

北海道根室高等学校	単位制による全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	360			/	360
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	商業科 事務情報科	120 120				120 120
北海道別海高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	120	120	120	/	360
		専門教育を主とする学科(農業に関する学科)	酪農経営科	40	40	40		120
北海道中標津高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	160	160	120	/	440
		専門教育を主とする学科(商業に関する学科)	総合ビジネス科	40	40	40		120
北海道標津高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120
北海道羅臼高等学校	全日制の課程	普通教育を主とする学科	普通科	40	40	40	/	120

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

北海道立高等学校通学区区域規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年10月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第18号

北海道立高等学校通学区区域規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立高等学校通学区区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表空知南学区の項中「北海道南幌高等学校」を削り、同表胆振西学区の項中「北海道伊達緑丘高等学校」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年10月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第19号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則(昭和53年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第4 北海道白糖養護学校の項を削る。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年10月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第20号

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則(平成19年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表北海道白糠養護学校の項を削る。

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和4年10月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

北海道教育委員会規則第21号

北海道立特別支援学校学則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

(幼稚部)

1 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄
名称	幼児定員
北海道札幌視覚支援学校	10
北海道函館盲学校	10
北海道旭川盲学校	10
北海道帯広盲学校	10

2 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄
名称	幼児定員
北海道札幌聾学校	30
北海道室蘭聾学校	15
北海道函館聾学校	15
北海道旭川聾学校	15
北海道帯広聾学校	15
北海道釧路鶴野支援学校	15

3 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄
名称	幼児定員
北海道手稲養護学校	15
北海道旭川養護学校	10

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

(高等部)

1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄		
名称	学科	生徒定員	
		訪問教育を除く学級	訪問教

		1年	2年	3年	育学級	計
北海道札幌視覚支援学校	普通科	25	11	11		47

備考 訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒に対して、教員を派遣して行う教育をいう(2の表から5の表までにおいて同じ。)

2 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄					
名称	学科	生徒定員				計
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	
		1年	2年	3年		
北海道高等聾学校	普通科	14	11	11		36
	産業技術科	8	8	8		24
	生活情報科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	—		16

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄					
名称	学科	生徒定員				計
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級	
		1年	2年	3年		
北海道夕張高等養護学校	普通科	9	3	6		18
北海道美唄養護学校	普通科	22	22	19	3	66
北海道南幌養護学校	普通科	38	22	27	—	87
北海道雨竜高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	生産技術科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
北海道札幌養護学校白桜高等学園	普通科	54	57	38	9	158
北海道札幌養護学校共栄分校	普通科	14	11	11		36
北海道星置養護学校ほしみ高等学園	普通科	41	38	41	12	132
北海道札幌高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	窯業科	16	16	8		40
	木工科	16	16	16		48
	家庭総合科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
北海道札幌稲穂高等支援学校	生産技術科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	8	8	8		24

	家庭総合科	8	8	8		24
北海道札幌伏見支援学校	普通科	19	22	19		60
北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	普通科	22	22	11		55
北海道札幌あいの里高等 支援学校	普通科	24	24	16		64
	生産技術科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	16	8	8		32
	被服デザイン科	8	8	8		24
	食品デザイン科	8	8	8		24
	福祉サービス科	8	16	8		32
北海道千歳高等支援学校	生産技術科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	16	16	16		48
北海道白樺高等養護学校	生産技術科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
北海道新篠津高等養護学 校	園芸科	8	8	8		24
	生産技術科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
北海道小樽高等支援学校	生産技術科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	16	8	16		40
	家庭総合科	8	8	8		24
	福祉サービス科	16	8	16		40
北海道余市養護学校	普通科	11	19	11	12	53
北海道余市養護学校しり べし学園分校	普通科	11	11	11		33
北海道室蘭養護学校	普通科	30	22	27	6	85
北海道伊達高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	園芸科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
北海道平取養護学校	普通科	19	19	19	9	66
北海道平取養護学校静内 ペテカリの園分校	普通科	19	11	11		41
	普通科	8	8	8		24

北海道函館高等支援学校	生産技術科	8	8	8		24
	食品デザイン科	8	8	8		24
	福祉デザイン科	8	8	8		24
北海道北斗高等支援学校	環境・流通サポート科	8	8	8		24
	福祉サービス科	8	8	8		24
北海道七飯養護学校	普通科	27	35	27	6	95
北海道七飯養護学校おしま学園分校	普通科	11	11	11		33
北海道今金高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
北海道旭川高等支援学校	普通科	8	8	8		24
	生産技術科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	8	8	8		24
	福祉サービス科	8	8	8		24
北海道鷹栖養護学校	普通科	22	19	11	—	52
北海道東川養護学校	普通科	19	11	19	9	58
北海道美深高等養護学校	農業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	被服デザイン科	8	8	8		24
	食品デザイン科	8	8	8		24
北海道美深高等養護学校あいべつ校	産業総合科	16	16	16		48
北海道小平高等養護学校	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	クリーニング科	8	8	8		24
北海道稚内養護学校	普通科	11	11	11	3	36
北海道北見支援学校	普通科	30	19	19	6	74
北海道紋別養護学校	普通科	11	11	11	3	36
北海道紋別養護学校ひまわり学園分校	普通科	11	11	11		33
北海道紋別高等養護学校	普通科	8	8	8		24
	園芸科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
北海道帯広養護学校	普通科	33	22	25	6	86
北海道新得高等支援学校	木工科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
	普通科	8	8	8		24
	農業科	8	8	8		24

北海道中札内高等養護学校	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	工業科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24
北海道中札内高等養護学校幕別分校	産業総合科	16	8	16		40
北海道釧路養護学校	普通科	44	22	35	6	107
北海道釧路鶴野支援学校	普通科	8	8	8		24
	生産技術科	8	8	8		24
	情報ものづくり科	8	8	8		24
	環境・流通サポート科	8	8	8		24
	食品デザイン科	8	8	8		24
	福祉サービス科	8	8	8		24
北海道中標津支援学校	普通科	11	8	—		19
	園芸科	8	8	8		24
	窯業科	8	8	8		24
	木工科	8	8	8		24
	家庭総合科	8	8	8		24

4 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄						
名称	学科	生徒定員					計
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級		
		1年	2年	3年			
北海道岩見沢高等養護学校	普通科	8	8	8			24
	工業科	24	16	16			56
	商業科						
	生活科学科						
北海道真駒内養護学校	普通科	15	12	15	6		48
北海道手稲養護学校	普通科	3	3	3	6		15
北海道拓北養護学校	普通科	15	9	12	6		42
北海道函館養護学校	普通科	6	6	9	6		27
北海道旭川養護学校	普通科	12	3	6	33		54
北海道網走養護学校	普通科	9	3	3	12		27

5 病弱者(身体虚弱者を含む。別表第4の2の表において同じ。)である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1欄	第2欄						
名称	学科	生徒定員					計
		訪問教育を除く学級			訪問教育学級		
		1年	2年	3年			
北海道手稲養護学校	普通科	11	11	11			33
北海道手稲養護学校三角							

山分校	普通科	11	11	11	-	33
-----	-----	----	----	----	---	----

附 則

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

告 示

北海道教育委員会告示第54号

令和5年度(2023年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査を次の要領により行う。

令和4年10月31日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和5年度(2023年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査実施要領

1 目的

この検査は、令和5年度(2023年度)北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために行うものです。

2 受検資格及び受検区分

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす者が受検できます。

(1) 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当しない者

【欠格条項】

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

(※禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は教員等になることができません。ただし、執行猶予のついた刑については、執行猶予を取り消されることなくその期間を経過することで教員等となる資格を回復します。)

イ 教育職員免許状失効又は取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者

ウ 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)を志願する場合にあっては、北海道教育委員会により懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者を含む。)

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 次に掲げる受検区分に応じた受検資格を満たす者

なお、教育職員免許状を所有している者については、令和5年(2023年)3月31日までに取得見込みの者を含みます。

受検区分	教科(科目)	受検資格 (所有教育職員免許状等)
小学校教諭		次の <u>いずれにも</u> 該当する者 1 小学校教諭の普通免許状を所有している者 2 令和5年度(2023年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査(北海道採用希望)第1次検査に合格した者で、第2次検査の適性検査、教科等指導法検査、面接検査及び実技検査のいずれか又は全部を受検しなかったもの
	工業	次の <u>いずれかに</u> 該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(工業)を所有し、大学等において機械を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有

高等学校教諭	(機械)	<p>すると認められる者</p> <p>2 技術士(機械部門)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が3年以上の者</p> <p>3 技術士補(機械部門)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が8年以上の者</p>
	工業 (土木)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 高等学校教諭の普通免許状(工業)を所有し、大学等において土木を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</p> <p>2 技術士(建設部門)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が3年以上の者</p> <p>3 技術士補(建設部門)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が8年以上の者</p>
	工業 (電子・ 情報技術)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 高等学校教諭の普通免許状(工業)を所有し、大学等において電子又は情報技術を専攻し修了した者又はこれと同等以上の専門的知識・技術を有すると認められる者</p> <p>2 技術士(電気電子部門又は情報工学部門)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が3年以上の者</p> <p>3 技術士補(電気電子部門又は情報工学部門)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が8年以上の者</p>
	水産	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 高等学校教諭の普通免許状(水産)を所有している者</p> <p>2 高等学校教諭の普通免許状(工業)を所有し、第1級又は第2級総合無線通信士の免許を取得している者</p> <p>3 北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、資格取得後の実務経験が10年以上の者</p> <p>4 水産又は工業(電気通信)の学位を所有し、学位取得後の関連業務経験が10年以上の者</p> <p>5 漁協、水産加工会社、水産試験所等勤務者で、上記2～4と同等程度の技能等を有し、実務経験が10年以上の者</p>
	水産 (商船)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>1 高等学校教諭の普通免許状(商船)及び1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を所有している者</p> <p>2 高等学校教諭の普通免許状(商船)を所有し、3級海技士(航海又は機関)免許を取得見込みの者</p> <p>※3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、採用候補者名簿の登録期間を最大で令和7年(2025年)4月1日まで延長することができます。</p>

		3 1級又は2級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、免許取得後の実務経験が1年以上の者 4 3級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、免許取得後の実務経験が3年以上の者
	看護	次のいずれかに該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(看護)を所有している者 2 看護師免許証を所有し、看護師、保健師又は助産師としての実務経験が3年以上の者
	福祉	次のいずれかに該当する者 1 高等学校教諭の普通免許状(福祉)を所有している者 2 看護師免許証を所有し、看護師、保健師又は助産師としての実務経験が5年以上の者
特別支援学校教諭	理療	特別支援学校自立教科教諭免許状(理療)を所有している者

(注) 1 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。

2 「教諭」には、上記1の常勤講師を含みます。

3 高等学校教諭の普通免許状を所有しない者で、教科に関わる資格や実務経験等を有するもの(以下「特別免許状の取得を前提とした受検者」という。)が登録になった場合は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。

受検資格に記載のほか、次の全ての条件に該当する者が出願できます。

(1) 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

(2) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者

※特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。

3 採用予定数

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 小学校教諭 | : 30名程度 |
| (2) 高等学校教諭(工業(機械)) | : 2名程度 |
| (3) 高等学校教諭(工業(土木)) | : 2名程度 |
| (4) 高等学校教諭(工業(電子・情報技術)) | : 4名程度 |
| (5) 高等学校教諭(水産) | : 2名程度 |
| (6) 高等学校教諭(水産(商船)) | : 2名程度 |
| (7) 高等学校教諭(看護) | : 2名程度 |
| (8) 高等学校教諭(福祉) | : 3名程度 |
| (9) 特別支援学校教諭(理療) | : 2名程度 |

※採用予定数は本要領作成時点のものであり、変更することがあります。

4 検査の方法及び内容

- (1) 適性検査
- (2) 論文検査
800字以内
- (3) 面接検査
個別面接Ⅰ(20分)、個別面接Ⅱ(20分)

5 検査期日及び日程

- (1) 令和4年(2022年)12月4日(日)

時 間	内 容
8:20 ～ 8:40	受付(入室)
8:40 ～ 9:00	検査上の注意・連絡
9:00 ～ 9:30	適性検査
9:50 ～ 10:50	論文検査
11:10 ～	面接検査(個別面接Ⅰ、個別面接Ⅱ)※

※面接時間は受検者ごとに別に指定します。

(2) 遅刻・欠席の取扱い

- ア 各検査において遅刻した場合は受検できませんので、時間を厳守してください。
- イ 検査を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

6 検査会場

北海道札幌視覚支援学校

札幌市中央区南14条西12丁目1番1号(地下鉄南北線幌平橋駅1.3km)

※志願状況によっては、検査会場を変更する場合があります。検査会場は受検票(受検通知用はがき)に記載してお知らせしますので注意してください。


7 出願の手続

(1) 受検区分「小学校教諭」

ア 出願方法

Webエントリー：次のURLにアクセスして、必要情報を入力し、送信してください。

なお、令和5年度(2023年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査で提出した願書及びエントリーシートをこの検査で利用する場合は、出願書類の提出を省略することができますが、利用しない場合は、次のイに記載した出願書類を郵送で提出する必要があります。(利用の有無は、Webエントリーで選択してください。)

URL	QRコード
https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=fq6A8N2o	

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

イ 出願書類

提出部数は各1部です。

書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができるほか、北海道教育庁教職員局教職員課でも配布します。

(ア) 願書(小学校用)	※両面印刷
(イ) エントリーシート	※両面印刷

※令和5年度(2023年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査で提出した願書及びエントリーシートをこの検査で利用しない場合のみ提出が必要です。

(2) 受検区分「高等学校教諭」又は「特別支援学校教諭」

ア 出願方法

郵送：**簡易書留で郵送**してください。

イ 出願書類

提出部数は各1部です。

(ア)、(イ)及び(カ)の書類については、様式を北海道教育委員会のホームページからダウンロードすることができるほか、北海道教育庁教職員局教職員課でも配布します。

(ア) 願書(高等学校・特別支援学校用)	※両面印刷
(イ) 自己推薦書	
(カ) 受検通知用はがき	
通常はがき(63円)を使用すること。宛先欄に受検者本人の住所及び氏名を明記し、裏面は記入しないこと。	

(エ) 証明機関の発行する資格(技能)証明書又は資格を証明できる書類の写し(工業(機械)の受検資格2~3、工業(土木)の受検資格2~3、工業(電子・情報技術)の受検資格2~3、水産の受検資格2~5、水産(商船)の受検資格1、3~4、看護の受検資格2又は福祉の受検資格2に該当する受検者に限る。)
(オ) 船舶職員養成施設の課程修了見込証明書(水産(商船)の受検資格2に該当する受検者に限る。)
(カ) 職歴証明書(工業(機械)の受検資格2~3、工業(土木)の受検資格2~3、工業(電子・情報技術)の受検資格2~3、水産の受検資格3~5、水産(商船)の受検資格3~4、看護の受検資格2又は福祉の受検資格2に該当する受検者に限る。)

(3) 出願受付期間

出願方法	出願受付期間	備考
Webエントリー	令和4年(2022年)10月31日(月)から 令和4年(2022年)11月18日(金)まで	Webエントリーの送信期限: 令和4年(2022年)11月18日(金)17時
郵送 (簡易書留)	令和4年(2022年)10月31日(月)から 令和4年(2022年)11月18日(金)まで	令和4年(2022年)11月18日(金)消印のものまで有効

(注) 1 提出出願書類に不備があるものや、受付期間終了後に提出された出願書類は受け付けません。

また、受理した出願書類は返却しません。

2 書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあります。

3 持参及びメール便等の託送では受け付けません。

(4) 郵送による出願書類の提出先

北海道教育庁教職員局教職員課
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

(5) 受検票又は受検通知用はがきの交付等

ア 受検区分「小学校教諭」

受検票を、令和4年(2022年)11月28日(月)頃にWebエントリーで申出のあったメールアドレスへ送信します。受検票を添付したメールの受信が確認できない場合は問合せ先に問い合わせてください。

イ 受検区分「高等学校教諭」又は「特別支援学校教諭」

受検通知用はがきを、令和4年(2022年)11月28日(月)頃に発送します。令和4年(2022年)12月1日(木)までに到着しない場合は、問合せ先に問い合わせてください。

(6) その他

ア 障がいがある方については、点字や拡大文字、手話通訳による受検など、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。

検査会場において配慮を必要とする方は、出願時に願書の「障がい者に係る配慮希望事項」欄に記入するとともに、出願書類の提出先に連絡してください。

イ 書類に入力・記載された個人情報、北海道個人情報保護条例、北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則及び教育庁文書管理規程に基づき適切に管理し、令和5年度(2023年度)北海道公立学校教員採用候補者追加選考検査、当該追加選考検査実施に関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には使用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。

8 当日の携行品及び留意事項

(1) 携行品

ア 受検票(受検区分「小学校教諭」)又は受検通知用はがき(受検区分「高等学校教諭」又は「特別支援学校教諭」)

イ 筆記用具(適性検査及び論文検査用にHBの鉛筆とプラスチック製消しゴムを含

む。)

ウ 上履き及び靴袋

(2) 留意事項

ア 検査会場の敷地内は、禁煙です。

イ ゴミは、各自で持ち帰ってください。

ウ 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。

エ 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎(タクシーを含む。)のための路上駐車は、迷惑となるので、厳禁とします。

オ 携帯電話やスマートウォッチ等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。

カ 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。

9 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知

ア 採用候補者名簿に登録する者については、令和5年(2023年)1月6日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

なお、結果通知については、同日に受検者へ発送します。

イ 検査を欠席した場合は、合否判定の対象となりませんので、検査の結果や選考結果は通知しません。

ウ 出願後、採用候補者名簿に登録するまでの間に受検資格を欠いていることが判明した場合は、選考の対象となりませんので、検査の結果や選考結果は通知しません。

(2) 選考結果の開示請求

北海道個人情報保護条例の規定により開示請求することができます。

開示の詳細については、ホームページでお知らせします。

10 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

ア 登録は、原則、2の受検区分のとおりとします。

イ 登録は、「登録A」、「登録B」に分けて行います。

(ア) 「登録A」は、令和5年(2023年)4月1日付けで採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録B」は、令和5年(2023年)4月1日以降の採用を予定する者の登録です。

※年度中途に欠員が生じた場合など、令和5年(2023年)3月31日以前に採用することもあります。

ウ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として令和6年(2024年)4月1日までです。

なお、国内外の大学院に進学する場合は、本人の申出により登録期間を1年間延長することができます。

また、高等学校教諭水産(商船)の登録者については、3級海技士の免許を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和7年(2025年)4月1日まで延長することができるものとします。ただし、登録期間内に3級海技士の資格を取得できなかった場合は、名簿から削除します。

(2) 採用の方法

ア 採用は、「登録A」で登録された者、「登録B」で登録された者の順に行います。

なお、「登録A」、「登録B」とも、正規教員としての採用です。

イ 採用に当たっては、令和5年(2023年)1月～2月の間に、北海道が指示する健康診断を受診することが必要となります。

ウ 特別免許状の取得を前提とした受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受けることが必要です。

エ 教員として勤務を行うに当たっては、所持している免許状が「有効な状態にある」必要があります。仮に、所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、採用日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。

(参考)「北海道教育委員会のホームページ」トップ→「よく見られるページ」
「教員免許」→「○免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与
申請手続」

オ 採用候補者名簿登録期間中に次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

- (ア) 令和5年(2023年)3月31日までに受検教科の免許状を取得できない場合や受検教科の免許状の効力が有効でない場合
- (イ) 正当な理由がなく勤務地を限定した場合
- (ウ) 受検資格を欠いていることが明らかになった場合
- (エ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合

11 留意事項

- (1) 出願後に改姓・改名した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。
- (2) 書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、願書には確実に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- (3) この検査に関する問合せ先は、次のとおりです。

〒060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階

北海道教育庁教職員局教職員課

TEL 011-204-5726

